記入表C-2(未利用・リサイクル繊維)

（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

**原料証明書（未利用・リサイクル繊維）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日： |  | | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 【発行企業名】 | 【発行担当者】 | | | | | | | |
| 印  （社印を捺印） | 住所： | | | | | | | |
| 部署： | | 役職： | | | | | |
| 氏名： | | | | | | | |
| TEL： | | E-mail： | | | | | |

＊発行者は、未利用繊維・リサイクル繊維の繊維材料供給事業者

供給する繊維材料【原綿・糸・生地・他（　　　）】について、以下の通り証明します。

１．生地等の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 生地等の品番 | 素材名  （混用率） | 下記2.の未利用・リサイクル原料の供給事業者 | 未利用繊維、リサイクル繊維の製造事業者 | 下記2.の繊維の種類、未利用・リサイクル原料配合率 |
| 例）ECO-1 | E100 | ○×環境㈱ | ABC紡績㈱ | ケミカルリサイクル繊維○% |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

\*【混用率の略号】ポリエステル：E、綿：C、羊毛：W、アクリル：An、ナイロン：N、レーヨン：R、キュプラ：　Cu、アセテート：A、ポリウレタン：P

u、ポリエチレン：Pe、ポリプロピレン：Pp

\*作業用手袋に使用する未利用繊維、反毛繊維の場合は、ポストコンシューマ素材注1）の割合も明記ください。

２．原料の詳細（該当する**□**にチェックして、枠内を記載下さい）

|  |  |
| --- | --- |
| 繊維の種類 | 原料の詳細  具体的な発生場所、発生内容、素材名を以下に記載 |
| □未利用繊維 | □コットンリンター／□廃植物繊維※／□紡績時に発生する短繊維※ |
| □リサイクル繊維  □反毛繊維  □ポリマーリサイクル繊維  □ケミカルリサイクル繊維  □繊維由来リサイクル繊維注2）  □その他のリサイクル繊維 | □故繊維（□ボロ／□屑繊維）／　□使用済みPETボトル  □プラスチック製品の製造工程から発生した端材・不良品  （製品種類、素材名を記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □その他※：具体的に以下に記載※プレ・ポストのいずれか分かるよう記載注1）  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 【ケミカルリサイクルの場合：再生モノマーの種類】  □カプロラクタム／□EG／□BHET／□DMT／  □テレフタル酸／□その他（　　　　　　　　　　） |
| \*繊維の種類がその他のリサイクル繊維の場合、および原料の詳細が廃植物繊維、紡績時に発生する短繊維、その他  に該当する場合は、具体的に発生場所、発生内容、再生処理の方法を記載してください。  リサイクル原料の供給事業者と製造事業者が同じ場合は、同一の工程内でリサイクルされるものではないことも併  せて説明ください。 | |

注1）プレコンシューマ素材（プレ）：製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料又は不良品

ポストコンシューマ素材（ポスト）：製品として使用された後に廃棄された材料または製品

注2）繊維由来リサイクル繊維の適用を受ける場合は、直近1年間程度の再生原料の受入量（投入量）とその内訳（故繊維、その他廃

プラスチックなど）の実績、およびポストコンシューマ素材の故繊維の受入れ体制と実績についての資料を添付。

◆本証明書の発行者が未利用繊維・リサイクル繊維の製造（紡糸・紡績）事業者以外の場合、本ページの提出が必要です。

※未利用繊維・リサイクル繊維の製造事業者が海外事業者の場合、未利用繊維・リサイクル繊維の使用に関する環境ラベルの取得、第三者機関による認証や監査を受けている場合はそれらの資料、あるいは未利用繊維・リサイクル繊維の製造について説明している事業紹介のパンフレットや技術資料などを添付ください。

３．未利用繊維、リサイクル繊維の担当工程と確認方法

|  |  |
| --- | --- |
| 紡糸（紡績）から発行者の担当工程までのフロー図と事業者名 |  |
| 未利用原料・リサイクル原料の使用および配合率について、発行者が実施している確認方法 | □調達先に対する契約書  □仕様書や製品内容の証明書  □第三者機関による認証や監査（機関名：　　　　　　　　　　　　　）  □発行者自身による現地監査  □その他（具体的に記載　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※必要に応じてエコマーク事務局が上記書類の提出を求める場合があります |